

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【公表番号】特表2019-511294(P2019-511294A)

【公表日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2018-549331(P2018-549331)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

G 1 6 H 30/20 (2018.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 6 0 Z

A 6 1 B 6/00 3 1 0

A 6 1 B 6/00 3 0 0 D

A 6 1 B 6/00 3 0 0 X

G 1 6 H 30/20

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項1】

Cアームガントリを含む患者撮像アレンジメントの画像検出器から医用画像データを受信する撮像インターフェースと、

前記患者撮像アレンジメントの向き情報を受信する向き情報インターフェースであって、前記向き情報は、前記患者撮像アレンジメントからの、前記Cアームガントリの傾斜角度及び/又は回転角度を表す傾斜信号及び/又は回転信号を含む、向き情報インターフェースと、

前記向き情報に基づいて、前記医用画像データの表示変換を決定し、前記表示変換を使用して、前記患者撮像アレンジメントからの前記医用画像データを変換し、変換された前記医用画像データを提供し、変換された前記医用画像データを出力する処理ユニットと、

を含む、医用撮像装置であって、

前記向き情報インターフェースは更に、ビデオカメラから、前記患者撮像アレンジメントにおける患者のアライメントのビデオ情報を受信し、

前記処理ユニットは更に、前記患者撮像アレンジメントのアライメントに対する主患者軸のオフセット量を決定するために、前記ビデオ情報を処理し、決定された前記オフセット量に更に基づいて、前記表示変換を決定する、医用撮像装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0070

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0070】

図5cは、表示ユニット14が、主患者軸52に垂直に配置され、Cアーム撮像アレンジメントのガントリ44が、主患者軸52に垂直に配置される状況を示す。この場合、医用撮像装置32によって、180度の画像回転を含む表示変換が行われる。

【誤訳訂正3】**【訂正対象書類名】**明細書**【訂正対象項目名】**0072**【訂正方法】**変更**【訂正の内容】****【0072】**

図5_eは、X線検出器26が、X線管30の下に配置されている状況を示す。表示装置14は、主患者軸52と平行に示されている。Cアーム撮像アレンジメントのガントリは、主患者軸52と平行に配置されている。この場合、90度の画像回転及び水平ミラーリング操作が、Cアーム撮像アレンジメントから受信される医用画像データに適用される表示変換として行われる。